

## 一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

株式会社 \_\_\_\_\_ と従業員代表 \_\_\_\_\_ は、労働基準法第 34 条 2 項ただし書きに基づき、一斉休憩の適用除外に関し、次のとおり協定する。

### (適用範囲)

第 1 条 次の業務に従事する従業員については、班別交替で休憩時間を与えるものとする。

- (1) A 班：商品管理業務
- (2) B 班：業務管理業務

各班の業務内容をご記入ください

### (休憩時間)

第 2 条 各班の休憩時間は次のとおりとする。

- (1) A 班：11時30分 ～ 12時30分
- (2) B 班：12時30分 ～ 13時30分

各班の休憩時間をご記入ください

### (特例)

第 3 条 出張、外回り等の外勤のため、本人の班の時間帯に休憩時間を取得できない場合には、所属長が事前に指定し、他の班の時間帯を適用する。

### (施行日・有効期間)

第 4 条 本協定は、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日より施行する。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申し出がないときには、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

株式会社  
代表取締役 印

お名前をご記入ください。また認印（シャチハタ以外）をご捺印ください。

株式会社  
従業員代表 印